

ショート・ステイ 利用料金について

特別養護老人ホーム フレンズホーム

令和6年10月1日～

●介護保険負担限度額認定証(※)の有無と、その内容によって、第1段階～第4段階まで料金区分があります。

下記表は1日当たりの金額です。また、下記金額は、

①滞在費、②食費、③介護保険利用料(1～3割負担分)の合計金額になります。

併設型短期入所生活介護費 利用者負担額 一覧表(1日当たり)

●従来型個室

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	620	620	620	620	620
第2段階	1812	1898	1991	2079	2167
第3段階①	2612	2698	2791	2879	2967
第3段階②	2912	2998	3091	3179	3267
第4段階	4953	5039	5132	5220	5308
2割負担	5745	5917	6103	6279	6455
3割負担	6537	6795	7074	7338	7602

●多床室

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	300	300	300	300	300
第2段階	1762	1848	1941	2029	2117
第3段階①	2162	2248	2341	2429	2517
第3段階②	2462	2548	2641	2729	2817
第4段階	4168	4254	4347	4435	4523
2割負担	4960	5132	5318	5494	5670
3割負担	5752	6010	6289	6553	6817

*料金の計算上、端数が生じるため、利用日数によって1日あたりの利用料は変動します。

※上記表の費用負担段階は、世田谷区の住民税課税状況や年金収入額、預貯金等によって、世田谷区介護保険課で査定すると共に「介護保険負担限度額認定証」を発行しています。

該当すると思われる方は、以下の電話番号に「ショート・ステイを利用するが、居住費等の負担段階を知りたい」と伝えて下さい。

世田谷区介護保険課 電話 03-5432-2646

●参考

- 第1段階 生活保護受給者
- 第2段階 住民税世帯非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下かつ預貯金等の合計が650万円以下 (夫婦は1650万円以下)
- 第3段階① 住民税世帯非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下かつ預貯金等の合計が550万円以下 (夫婦は1550万円以下)
- 第3段階② 住民税世帯非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が120万円越かつ預貯金等の合計が500万円以下 (夫婦は1500万円以下)
- 第4段階 住民税課税世帯に該当する方

●キャンセル料について

- ①入所日の2日前の午後5時までにご連絡いただいた場合・・・無料
- ②入所日の2日前の午後5時までにご連絡がなかった場合
1日分の食費と居住費及び介護保険利用料(1割負担分)の合計